○国土交通省告示第二百八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

自害沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を昭和二十六年建設省告示第四百十二号で指定した自害沢に掲げる土地及び平成二十五年国土交通省告示第五百五号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県北群馬郡榛東村大字長岡

字小林沢　一四七二番一　一号

一四七二番三　八号及び九号

一四六六番一　十号及び十一号

群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田

字井堤　一四四六番五　二号から四号まで

一四四六番二七五　五号

一四四六番二七四　六号及び七号

○国土交通省告示第二百八十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

泉谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうち、その接している区間の河川敷

奈良県吉野郡上北山村西原

七一七番一八及び七一七番一九

七一八番一三及び七一八番一四

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

一の谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和五十五年建設省告示第九百二十五号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

奈良県吉野郡下北山村浦向

一〇七二番二　一号から四号まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から七号までを順次結んだ線及び標柱五号と七号を昭和五十五年建設省告示第九百二十五号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

奈良県吉野郡下北山村浦向

一〇七二番二　五号から七号まで

ハ　次に掲げる土地に存する標柱八号から十号までを順次結んだ線及び標柱八号と十号を昭和五十五年建設省告示第九百二十五号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

奈良県吉野郡下北山村浦向

一〇七〇番二　八号から十号まで

ニ　次に掲げる土地に存する標柱十一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱十一号と十四号を昭和五十五年建設省告示第九百二十五号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

奈良県吉野郡下北山村浦向

一〇七〇番二　十一号から十四号まで

○国土交通省告示第二百八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小這田川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県出雲市大社町日御碕

字川井戸　六四番一　一号、六号及び七号

一二九五番一　二号

一三二二番四　三号から五号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下山川右支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に揚げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

島根県鹿足郡津和野町中川

字深田平　八七九番一　一号及び二号

字釜ヶ溢　八八〇番　三号及び四号

字赤畑　八九〇番　五号

字才ヶ峠　八八八番二　六号

字新田　四九〇番　七号

字前田　四八八番　八号

字久助家　五一六番内一　九号

五一六番　十号

○観光庁告示第一号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、株式会社ツーリストエキスパーツ（登録研修機関第十四号）から研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年三月二日

観光庁長官　久保　成人

一　登録研修機関の住所の変更

変更前	東京都中央区日本橋箱崎町四十二番地一号
変更後	東京都文京区本郷一丁目二十四番一号

二　研修業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都中央区日本橋箱崎町四十二番地一号
変更後	東京都文京区本郷一丁目二十四番一号　リーフスクエア本郷ビル5階

三　変更の年月日　平成二十七年四月一日

○海上保安庁告示第二十号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月二日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表灯台見回り船の項中「LM 202　せいうん　せきうん」を「LM 203　せきうん」に、「LS 220　たかひかり」を「LS 217　はるひかり　たかひかり」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年三月三十一日から施行する。